

印紙税について

印紙税とは、不動産売買契約書や領収書等、日常の経済取引に伴って作成される特定の文書（20種類）に課税される税金です。

納税義務は、上記の特定の文書（課税文書）を作成した時に成立し、その課税文書の作成者が納税義務者となります。

モノを売ったり、サービスを提供したりして課税される税金ではない特殊な税金です。

⑤ 印紙税とは

印紙税とは、「課税文書」に課せられる税金です。課税文書の作成者が決められた金額の収入印紙を貼付し、消印することで納税します。

文書にかかる税金ですが、すべての文書が対象になるわけではなく、あくまで課税文書に該当するものだけが対象となります。

問題は、その文書が印紙税の対象となるものなのかを、書類作成者が自分で判断しなければならない点にあります。契約書であればすべて印紙を貼るというわけではないですし「契約書」と表示されていないから貼らなくてよいわけではありません。

また印紙税額も一律の額ではない為、その文書の内容からいくらの金額を貼るべきなのかを判断する必要があります。そのため、印紙税の対象となっているのに印紙を貼っていないため税務署調査で追徴課税を受けるケースも珍しくはありません。

どんな文書にいくらの印紙を貼れば良いかは、国税庁のホームページを参照してください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/zeigaku_ichiran.pdf

⑥ 印紙税の要否と金額の判断

実際に印紙税がいくらになるのかを判断する際の手順は、大きくわけて3つあります。

1. 課税文書に該当するか判断する

その文書が印紙税の課税される種類のものかを判断します。

2. どの文書に該当するかを判断する

「印紙税の課税一覧」にあるとおり、課税文書の内容は全部で20書類あります。

この20種類の中からどの文書に該当するのかを、ひとつ決めます。

3. 記載金額による判断

印紙税には、文書中に記載されている金額によって、納付すべき印紙税額が変わるものがあります。そのため、この「記載金額」を適切に判断しなければなりません。

⑦ 課税文書に印紙が貼られてなければ過怠税が課せられる

税務調査で、契約書が確認されることは珍しくありません。

このときに課税文書なのに印紙を貼っていないことが判明すると、必要な印紙税額だけでなく過怠税として本来必要な印紙税額以上の金額を納税することになります。

印紙税で迷いやすいQ&A

Q 印紙税の額は消費税・地方消費税を含めた金額で判断しなくてははいけませんか？

A 課税文書の作成者が課税事業者であることを前提条件として、消費税等の金額が明確に区分されているなら税抜金額で判断してもよいとされています。しかし、「税込金額：86万4000円（消費税を含む）」のように、消費税の金額が明記されていない場合には、税込金額が記載金額となります。

Q メールやファックスだけでやり取りした文書にも印紙税はかかりますか？

A 印紙税はかかりません。
印紙税は紙の「文書」に課税される税金ですので、メールだけでやり取りされた契約書や領収書は、課税されることはありません。ファックスで送信した文書も同様です。ただし、メールで送った文書をプリントし、署名・捺印した場合には課税文書となります。

Q 仮契約書や覚え書きにも印紙は必要でしょうか？

A 課税事項が記載され、双方の合意があれば、印紙は必要です。
課税文書に該当するかどうかは、その書面の実態で判断します。仮契約書や覚え書きであっても、その文書の実態が課税文書に該当するのであれば、印紙税が必要となります。

Q 印紙を貼らないとその文書は無効になってしまいますか？

A 文書自体は無効になりません。
文書の契約内容については、双方の署名・捺印を行うことで成立します。印紙が貼ってるかどうかは税法の問題であり、契約そのものの成立には影響はありません。

Q レシートと領収書を両方発行した場合はどうなりますか？

A 印紙税の対象金額であれば、両方に印紙が必要です。
領収書だけでなく、明細書としてレシートを一緒にお渡しする場合には両方ともに印紙が必要とされます。印紙税は、あくまで形式ではなく実態で判断されます。
領収書でもレシートでも、金銭の受け取りを証明することに変わりないからです。

Q クレジットカードによる決済の場合の領収書には印紙が必要ですか？

A クレジットカード利用とわかる旨を記載する場合には課税文書とならず、領収書と記載があっても印紙は不要となります。これはお店側が現金そのものを相手から受け取ったわけではないからです。

Q 支払いと相殺した場合の領収書にも印紙が必要ですか？

A 相殺の旨が記載されていれば、不要です。
同じ取引先に対して売上と仕入が両方あるときに、代金を相殺することがあります。その事実を証明する方法として領収書を作成するケースがありますが、領収書としての表示がなされていますが、金銭の受領事実はないので課税文書には該当しません。ただし、相殺と判断できる文言がない領収書は課税文書となります。

Q コピー、副本にも印紙は必要ですか？

A 単なるコピーであれば必要ありませんが、そのコピーに署名や押印を追加するのであれば課税対象となります。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。